

県議会傍聴ツアー募集 残り若干名

51号でお知らせいたしましたが、2月27日に頸城自動車の中型バスを貸し切って県議会傍聴ツアーを予定しております。詳細は下記の通り。

日時：2025年2月27日（木）

集合時間：12:00

集合場所：寺町駐車場（予定）

*遠方の方は相談可

参加費：5000円

昼食は用意しておりませんので各自済ませてきてください。

帰りは馬場県議も乗車します

参加ご希望の方は、必ず事前にご連絡ください（☎025-546-7110）。予約された方には追ってご案内をお送りします。



2月27日

一般質問に臨みます

地元から県政を問う



二月議会が2月17日から始まりました。この議会は、令和7年度予算を決める大事な議会です。そのため会期日数が33日の長丁場となっています。

2月27日は、私も議場で一般質問します。上越地域から選出された者として地元の切実な課題をとりあげます。質問の骨格は次のとおり。頑張ります。

●原発再稼働、県民の声を聞け！

国や経済界が、花角知事に対して柏崎刈羽原発再稼働への同意を迫っています。

しかし、能登半島地震で明らかにになったように、津波や地震の自然災害とともに原発事故が起こった場合の避難方法は議論が全く不十分です。県の技術委員会への報告書でも、耐震性の評価、東電の適格性などの疑問は残ったままです。

柏崎刈羽原発再稼働の是非は住民投票ですべきという直接請求署名は15万筆を超えました。知事に対しては住民投票で信を問断については住民投票で信を問えと訴えます。

●地域医療をどうするのか？

県は、高齢化や人口減少を理由にして上越地域の医療を縮小再編しようとしています。

昨年9月、労災病院存続の署名1万4500筆余が県に提出されました。住民の皆さんの切実な声と受けとめています。労災病院を存続してほしい、総合病院的機能を残してほしい、皆さんの願いを伝えます。

●教育不足で教育が危ない！

県内の公立の小中高では、昨年12月時点で、60余名の教員が配置されないままになっています。配置されないままに深刻です。その負担は他の教員にのしかかり、教員が多忙化し、教員志願者も減っています。

国に対して教員（加配教員）の増員を求めること、非常勤職員の雇用を柔軟に認めること、地域やPTAに理解を求めながら、教員業務の軽減を図ること、などを県に求めます。

●中山間地農業を守れ！

中山間地の農業は、国土の保全に不可欠です。最近では、上越地域の集落に移住して農業に従事する方々もいます。

新規就農者が、その土地で定住して生活できる体制を支援することが必要です。

新規就農者への支援の拡充、県の地域おこし協力隊を積極的に中山間地に派遣することを県に対して働きかけます。

ネットで視聴できます



当日は県議会のホームページの「インターネット中継」からご視聴できます。後日録画を見ることが出来ます。是非ご覧ください。



私の推し本その23

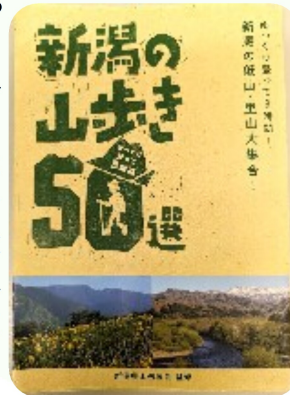
新潟県山岳協会監修『新潟の山歩き50選』（新潟日報事業社）

高校時代、ハイキングクラブに所属していた。主に上越地域の里山を日帰り歩くことが目的だった。月1回の山歩きは、普段勉強しかしていなかった自分には、いい気分転換になった。

数年前、5月の新緑の頃、お世話になっている料理屋のご主人から山歩きに誘われた。行ったのは妙高山で、中腹にある滝の付近まで。運動不足でも何とか歩くことができた。ふと上を見上げると山頂が見えた。「ここまで来たなら、山頂にだって行けるかも」そんな軽い気持ちから、山歩きを再開した。妙高山は挑戦を繰り返し、三度目の正直で頂上まで行けた。

その後、火打山、米山、青田南葉山、籠町南葉山、大毛無山、中ノ俣の海前峰、関田山脈の茶屋峠などに行った。素人にはガイドが必要で、その一つが、この本だ。副題が「新潟の低山・里山大集合」となっていて、私にはぴったりの本だ。紹介されたいずれの山も、地元の登山愛好者の方々が執筆している。地元愛にあふれた本だ。

高校の時気づかなかったが、最近になって気づいたことがある。山歩きができるのも、地元の人や愛好家の皆さんが登山道の整備をしてくれていることだ。道があるからこそ歩くことができる。



雪は2月4日から降り続き、積雪は上越市の山間地で3メートルを超えました。上越市内の安塚区、大島区、牧区、清里区吉川区には災害救助法が適用されました。大雪による生活や除雪の状況を知りたくて、2月13日、牧区を回ってきました。

〇坪山集落のNさん

Nさんは80代。現役で農業をされています。近所は高齢者世帯や空き家が多く、4軒から除雪を委託されて、毎朝除雪機で除雪をしているが、「体が持たないよ」と話されました。

〇泉集落のYさん

Yさん宅では自宅に入れているだけ、自宅周りの除雪の状況を伺いました。写真のとおり、積雪は1階の窓の高さを超えて、雪は窓際まで迫っています。屋

今年初めての寒波到来 牧区の山間部を まわる

根の雪下ろしは既に6、7回、下ろした雪を他に持っていくという作業を繰り返したとのことでした。

〇高尾集落のOさん

Oさん宅を訪れた際、Oさんは、下ろした屋根雪を軽トラに乗せて雪捨て場に持っていくところでした。自宅周りは雪が高く堆積しています。雪をどかさないと窓ガラスも壊れるし、家にも入れないのです。



高尾ではOさんの近所のGさん宅にも立ち寄りしました。

Gさんは93歳で奥さんと二人暮らし。屋根は融雪仕様だけれど灯油代が高騰していて大変だと話してくれました。市内の街場に子どもが生活していて、買い出しに連れて行ってくれるそうです。

どこも、人口減少と高齢化で生活が大変なところを大雪が直撃して大変な事態になっていることがわかりました。灯油や除雪費用の助成などの行政支援が不可欠です。

災害救助法適用の留意点

災害救助法が適用されることにより、生活の支障となる雪の除去作業は、国・県が費用を負担してくれることとなります。

● 除雪救助の対象は、内閣府の説明によれば、「住家の倒壊等により、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない者」とされています。市の要援護世帯除雪費助成事業の対象世帯（高齢者、身体障害者、母子世帯など）であればその対象になりますし、そうでなくとも「自らの資力及び労力」での除雪が困難であれば、その対象になるはずです。

● 救助の目的は、生活の支障となる「障害物の除去」であること。屋根雪や玄関先などの除雪が対象となります。それ以外でも、放っておくと生活の支障になる場合には対象となるはずです。

● 限度額は、1世帯当たり13万8千7百円です。

● 除雪費用は、除雪をした業者に直接支払いがなされます。

● 除雪をした証拠を保全すること（除雪前、除雪中、除雪後の外観を写真で撮影するなど）。詳しくは新潟県、上越市の窓口にお問い合わせください。私も、理解できる範囲で説明いたします。



発行責任者：馬場ひでゆき事務所

住所 新潟県上越市本町3丁目3番3号

ダイヤパレス高田武番館2階

電話 025-546-7110

ファックス 025-546-7666

メール kengi-babahideyuki@wind.ocn.ne.jp